

『続日本紀』淳仁天皇即位前紀の成立段階 暦日の観点から

細 井 浩 志

Determining the Editorial Stage of the *Shoku-Nihongi* When the “Haitei-Sokuizenki”
Was Completed: Evidence from the Calendrical Systems Used

Hiroshi HOSOI

Abstract

The dates of affairs concerning the investiture of Ohi-oh (大炊王) or later Emperor Junnin (淳仁天皇) to be crown prince are described in the “Haitei-Sokuizenki (廃帝即位前紀)” section of the *Shoku-Nihongi* (続日本紀) (vol 21). However, they are different from the dates of the articles about the same affairs in another part of *Shoku-Nihongi* (vol 20). The Kanshi (干支), or Chinese Ten Heavenly Stems and Twelve Zodiac Signs, belonging to these dates of “Haitei-Sokuizenki” do not match the calendar made with the Gihoreki (儀鳳曆) calendrical system (Chinese name “Linde-li [麟德曆]”) which was used during the era when these affairs took place, but match the one made with the Daienreki (大衍曆) system (Chinese name “Dayan-li [大衍曆]”) which was used later in Japan. On the other hand, most dates of articles about Emperor Junnin’s reign, called “Haiteiki (廃帝紀)”, which is also part of the *Shoku-Nihongi* (vol 21-25), match the Gihoreki system. These indicate that the “Haitei-Sokuizenki” was completed after the “Haiteiki” had been compiled. This paper aims to infer in which editorial stage of *Shoku-Nihongi* the “Haitei-Sokuizenki” was completed and concludes that this was at the stage of the so-called “Kokushi 14 volumes (国史十四卷)” i.e. 794 A.D. And it is also surmised that the “Antoku 20 volumes (案牘二十卷)”, which is pre-revised version of the “Kokushi 14 volumes”, was almost completed as a national history book.

はじめに

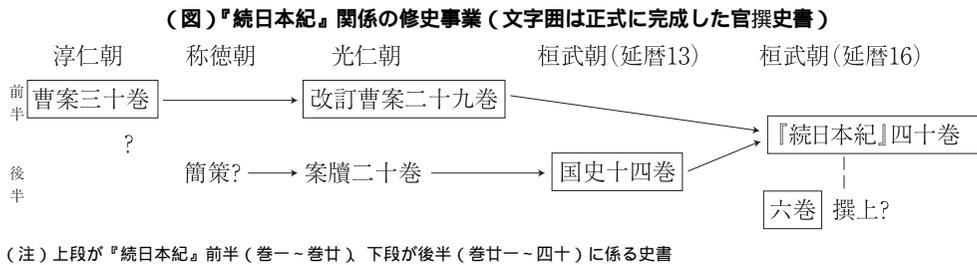
『続日本紀』巻廿一の冒頭に掲げられる、淳仁天皇即位前紀(「廃帝」即位前紀。以下、淳仁即位前紀と略称)は、大炊王(のちの淳仁天皇)立太子に関わる諸事件の記事の一部に、年月日を明記している。ところがこの即位前紀の暦日に付された干支が、『続日本紀』(以下続紀)における天平宝字元年紀の干支と、合わない。本稿では、これを手がかりに、淳仁即

位前紀の成立時期を確認し、その意味を論ずることを目的とする。

周知の通り、続紀は複雑な編纂過程を有する。よって、続紀の各記述の成立段階を明らかにすることは、おのおのの段階の編纂意図と史料性を理解するのに、有益であることは言うまでもない。

論の前提として、現段階で想定される続紀のおよその編纂過程を、次の図に示す(細井2007①の図に加筆)。図中の「？」についてだが、曹案三十巻は、これを完成した官撰史書とみる説があるものの(森田1986)、まだ確定はしていないこと意味する。簡策については、存在した形跡はあるが、現段階では詳細は不明な史書であり、現続紀最後の六巻は撰進がいつか、明記がないため、符号を付けた。また、それぞれの段階で編纂された史書と、現在の続紀との対応関係は、図の次の表1のように考えられる。これら、本稿における続紀の編纂過程の理解は、細井2007①、細井2007②に基づいている。

そして、本稿で使用する儀鳳暦・大衍暦の数値は、内田正男氏(内田1994)、今井溱氏(平岡1985)の計算による。



(表1)『続日本紀』の巻構成と前段階の史書との対応関係

史書名	現続紀の対応巻次	範囲・備考
曹案三十巻	巻一～巻廿	文武天皇紀～孝謙天皇紀
改訂曹案二十九巻	巻一～巻十九(廿?)	同上。天平宝字元年紀を欠く
簡策	巻廿一～巻廿五	淳仁天皇紀。完成度は全く不明
案牘二十巻	巻廿一～巻三十四	淳仁天皇紀～光仁天皇宝龜八年紀
国史十四巻	同上	同上
続日本紀四十巻	巻一～巻四十	文武天皇紀～桓武天皇延暦十年紀

一 淳仁即位前紀の問題点

友田吉之助氏(友田1969; 329-336頁)は、淳仁即位前紀の暦日について、重要な指摘をしている。以下で、それを説明しよう。

まず淳仁即位前紀のなかの、天平宝字元年(天平勝宝九歳=757)三月・四月条の道祖王麿太子、及び大炊王(淳仁天皇)立太子記事に係る日付は、当時行用の儀鳳暦ではなく、大

衍暦の、しかも天平宝字2年の暦日と合致するのである。この点を確認するため、最初に続紀本文の天平宝字元年三月・四月条（史料1）、次に淳仁即位前紀（史料2）を、時間表記で区切って掲げよう。

（史料1）『続日本紀』卷廿・天平宝字元年（757）三月・四月条

（三月）丁丑。皇太子道祖王、身居諒闇、志在淫縱。雖加教勅、曾無改悔。於_レ是、勅召群臣、以示先帝遺詔、因問廢不之事。右大臣已下同奏云、不敢乖違顧命之旨。

是日、廢皇太子、以王帰第。

夏四月辛巳。天皇召群臣問曰、当立誰王以為皇嗣。右大臣藤原朝臣豊成・中務卿藤原朝臣永手等言曰、道祖王兄塩焼王可立也。撰津大夫文室真人弥努・左大弁大伴宿祢古麻呂等言曰、池田王可立也。大納言藤原朝臣仲麻呂言曰、知臣者莫若君。知子者莫若父。唯奉天意所_レ択者耳。勅曰、宗室中、舍人・新田部兩親王、是尤長也。因_レ茲、前者立道祖王。而不_レ順勅教、遂縱淫志。然則可_レ択舍人親王子中。然船王者閨房不_レ修。池田王者孝行有_レ闕。塩焼王者太上天皇責以無礼。唯大炊王、雖未_レ長壯、不_レ聞過惡。欲立此王。於_レ諸卿意如何。於_レ是、右大臣已下奏曰、唯勅命是聽。

先_レ是、大納言仲麻呂招大炊王、居於田村第。

是日、遣内舍人藤原朝臣薩雄・中衛廿人、迎大炊王。立為皇太子。勅曰、国以君為_レ主。君以_レ儲為_レ固。是以、先帝遺詔立道祖王、昇為皇太子。而王諒闇未_レ終、陵草未_レ乾、私通侍童、無_レ恭先帝。……故朕窃計、廢此立大炊王、躬自乞_レ三宝、禱_レ神明、政之善惡、願示_レ徵驗。

於_レ是、三月廿日戊辰。朕之住屋承塵帳裏、現_レ天下大平之字、灼然昭著。斯乃上天所_レ祐、神明所_レ標。遠覽_レ上古、歷檢_レ往事、書籍所_レ未_レ載、前代所_レ未_レ聞。方知、仏法僧宝、先記_レ国家大平、天地諸神、預示_レ宗社永固、戴_レ此休符、誠嘉誠躍。其不孝之子、慈父難_レ矜。無礼之臣、聖主猶_レ弃。宜_レ從_レ天教、却還_レ本色。亦由_レ王公等尽_レ忠匡弼、感_レ此貴瑞。豈朕一人所_レ応能致。宜_レ与_レ王公士庶、共奉_レ天賜、以答_レ上玄、洗_レ滌旧瑕、遍蒙_レ新福。可_レ大赦天下。

其自_レ天平勝宝九歳四月四日味爽、已前大辟罪已下、罪無_レ輕重、已_レ覺、未_レ覺、已_レ結正、未_レ結正、繫囚見徒、咸悉赦除。但犯_レ八虐、故殺人・私鑄錢・強盜竊盜者、不_レ在此例。……

（史料2）『続日本紀』卷廿一・淳仁天皇即位前紀（および天平宝字二年八月庚子朔条）

廢帝。

諱大炊王。天淳中原瀛真人天皇之孫、一品舍人親王之第七子也。母当麻氏、名曰山背。上總守從五位上老之女也。

帝受禪之日、授正三位。後尊曰大夫人。

天平勝宝八歳。皇太子道祖王、諒闇之中、心不_レ在_レ感。

九歳三月廿九日辛丑。高野天皇、皇太后与右大臣従二位藤原朝臣豊成・大納言従二位藤原朝臣仲麻呂・中納言従三位紀朝臣麻路・多治比真人広足・摂津大夫従三位文屋真人智努等、定策禁中、廢皇太子、以王還_レ第。

先_レ是、大納言藤原仲麻呂、妻大炊王、以亡男真從婦粟田諸姉、居於私第。

四月四日乙巳。遂迎大炊王於仲麻呂田村第、立為皇太子。時年廿五。

天平宝字二年八月庚子朔。高野天皇、禪位於皇太子。詔曰、……

ここに見られる暦日を、大衍暦と儀鳳暦とで比較すると、次のようになる。

(表2) 天平宝字元年(天平勝宝九歳) 暦日干支の比較

	続紀(天平宝字元年紀)	続紀(淳仁即位前紀)	儀鳳暦	大衍暦(天平宝字2年)	記事内容
3月20日	戊辰		戊辰	壬辰	瑞字出現
3月29日	丁丑	辛丑	丁丑	辛丑	道祖王廢太子
4月4日	辛巳	乙巳	辛巳	乙巳	大炊王立太子

淳仁即位前紀における三月二十九日辛丑と、四月四日乙巳の干支は、天平宝字2年のそれぞれの暦日を、大衍暦によって換算したものと一致する。

友田氏は、これを「一年引き下げられた干支紀年法」が存在するという、特殊な見方をしている。しかし、伊野部重一郎氏(伊野部1963)が、友田氏の初出論文に対して批判しているように、続紀の編纂過程で、暦日の干支への換算を誤ったものとするのが妥当だろう。

続紀の主たる原史料の一つに想定されるのが、政府各官司が保管していた文書である。その多くは、暦日(日子)は備わっていても、暦日干支は必ずしも付されていない。一方続紀は官撰史書の通例に倣い、暦日を干支のみで表示している。よって続紀各編纂段階の編者は、編纂対象時代の、暦月の大小・閏、暦日干支を記した長暦を手元に備えていて、原史料たる政府文書の日子を干支に換算する作業を行ったはずである。

つまり、淳仁即位前紀を執筆して、原史料中の日子を長暦で干支に換算するとき、道祖王廢太子と大炊王立太子は、本来は天平宝字元年の記事であるにもかかわらず、誤って天平宝字2年の長暦で、換算してしまったのである。

日本で大衍暦に基づく暦が頒布、使用されたのは、天平宝字8年からである(続紀天平宝字七年八月戊子条に、儀鳳暦から大衍暦への改暦記事がある)。一方、現続紀の廢帝紀(淳仁天皇紀。以下淳仁紀)の本文は、天平宝字二年八月~天平宝字八年十二月(巻廿一~巻廿五)が対象である。そして、天平宝字7年以前の続紀の暦日は、大衍暦ではなく儀鳳暦によって換算されている(細井2007②; 58~60頁)。言い換えれば、淳仁紀本文を作成する時点で、編者が使った長暦は、儀鳳暦行用期については、正しく儀鳳暦に基づいていた。よって淳仁

即位前紀は、淳仁紀本文とは別の編纂段階、しかも本文より後に成立したものである。では、それはいつなのだろうか。

二 淳仁即位前紀の成立段階についての考察

淳仁紀は、現在の続紀の後半に含まれる。よって淳仁即位前紀は、光仁朝編纂の案牘二十卷、桓武朝延暦13年完成の国史十四卷、延暦16年に完成した続紀の最終編纂段階の何れかでの成立である（図を参照）。なお即位前紀の成立は、淳仁紀本文の成立後なので、称徳朝の簡策での成立はない。

次に、淳仁即位前紀の成立が、何れの段階の可能性が高いかを考えてみよう。

まず新しい方の、桓武朝延暦16年の、続紀最終段階での成立の可能性を検討したい。天平宝字元年の大炊王立太子の経緯は、現在の続紀の卷廿に明記されている。従って、これを参照できた続紀最終段階に、淳仁即位前紀が成立した可能性はない。

次に、延暦13年の国史十四卷段階である。この時点では、現在の続紀前半（そのなかの卷廿に、道祖王廢太子・大炊王立太子事件の記事がある）に相当する、改訂曹案二十九卷が、官撰史書として存在していた。つまり国史十四卷撰進表では、「文武天皇より除めて、聖武皇帝（＝聖武が上皇であった孝謙朝を含む）に訖るは、記注昧からず、余烈存す」（『日本後紀』延暦十三年〔794〕八月癸丑条）とあり、また続紀撰進表には同書を指して「その上るところは」（史料3）とあって、この改訂曹案二十九卷が、『日本書紀』と国史十四卷とをたなく史書として、公認されていたことが判明する（森田1986）。

ところが、この改訂曹案二十九卷は、天平宝字元年紀をまったく欠く状態（「全亡不存」）だった。つまり、続紀撰進表が、次のように述べている。

（史料3）『日本後紀』延暦十六年（797）二月己巳条・『続日本紀』撰進表

……夫自宝字二年至延暦十年、卅四年廿卷、前年勅成奏上。但初起文武天皇元年歲次丁酉、尽宝字元年丁酉、惣六十一年。所_レ有曹案卅卷、語多_レ米塩、事亦疏漏。前朝（＝光仁天皇）詔_レ故中納言從三位石川朝臣名足、刑部卿從四位下淡海真人三船、刑部大輔從五位上当麻真人永嗣等、分_レ帙修撰、以繼前紀（＝『日本書紀』）、而因_レ循旧案、竟無_レ刊正。其所_レ上者唯廿九卷而已。宝字元年之紀、全亡不_レ存。臣等搜_レ故実於司存、詢_レ前聞於旧老、綴_レ叙殘簡、補_レ緝缺文。雅論英猷、義闕_レ貽謀者、惣而載_レ之。細語常事。理非書策者、並從_レ略_レ諸。凡所_レ刊削_レ廿卷、并_レ前九十五年四十卷。始_レ自_レ草創、迄_レ于断筆、七_レ年於茲、油素惣畢。其目如_レ別。……

要するに、天平宝字元年に起こった廢太子・立太子事件について、桓武朝延暦13年完成の国史十四卷の編纂段階においては、その詳細が簡単には参照できない状態だったのである。よって、この2事件の記事が不正確な淳仁即位前紀は、国史十四巻での成立という可能性がある。

また、同じく国史十四巻の範囲にある、現在の光仁天皇即位前紀は、記事中の暦日を次のように、日子もしくは日子+干支という形式で表記している。

(史料4)『続日本紀』巻三十一・光仁天皇即位前紀

天宗高紹天皇

天皇諱白壁王。近江大津宮御宇天命開別天皇之孫。田原天皇第六之皇子也。母曰紀朝臣椽姫。贈太政大臣正一位諸人之女也。

宝龜二年十二月十五日。追尊曰皇太后。……

宝龜元年八月四日癸巳。高野天皇崩。群臣受遺。即日立諱為皇太子。

下線部の前者は干支を欠くが、これは完成後における、続紀の伝写過程での脱落と見なせる。延暦16年続紀撰進表の「それ宝字二年より延暦十年に至る、三十四年廿巻は、前年勅成し奏上す」を見ると、国史十四巻の内容は、その後の六巻を足して、基本的にはそのまま続紀に継承されたと考えられる。よって、光仁天皇の現即位前紀も、国史十四巻に遡る可能性が高い。従って、即位前紀中の事件の日付を、日子+干支とするのが、国史十四巻の編纂方針だったと見なせるのである。

すでに大町健氏(大町1983)は、淳仁・光仁両即位前紀が、干支を基本とする本文とは違い日子表記であること、光仁即位前紀の最後と光仁紀本文冒頭とで、「宝龜元年」の語が重複していること等から、両前紀が本文成立とは異なり、桓武朝延暦13年の国史十四巻で成立したと推測している。

次に、淳仁即位前紀が、光仁朝の案牘二十巻で成立した可能性を検討しよう。光仁朝の史書編纂局は、一方で改訂曹案二十九巻編纂を行う前提として、そのもととなった曹案三十巻(これは天平宝字元年紀を備えていた)を、保有していたはずである。特に改訂曹案二十九巻における編纂責任者であった、石川名足(史料3)は、案牘二十巻編纂事業においても、次の通り編纂の責任者である。

(史料5)『日本後紀』巻三逸文・延暦十三年(794)八月癸丑条・国史十四巻撰進表

……但起自宝字、至于宝龜、廢帝受禪、繼遺風於簡策、南朝登祚、闕茂実於從涌。是以故中納言從三位兼行兵部卿石川朝臣名足、主計頭從五位上毛野公大川等、奉詔編輯、合成廿巻。唯存案牘、類無綱紀。……

名足を首班とする後者の編纂事業に際して、淳仁即位前紀を書き、暦日干支を調べる必要が生じたときに、曹案三十巻を参照しなかったとは考えがたい。

もっとも曹案三十巻は、官撰史書として完成したものだった可能性はあるが、その根拠には問題もあるため(細井2012)、同書で暦日干支への換算まで済んでいたかは、疑う余地もある。

しかし延暦16年の続紀完成時に、最終的に成立した現在の天平宝字元年紀は、基本的には、曹案三十巻の同年紀の復活と考えられる(細井2007②; 291~294頁)。つまり曹案三十巻を

保有していれば、道祖王麿太子と大炊王立太子に関わる、同年紀の詳細な記事を参照しながら、淳仁即位前紀を執筆できたはずである。干支換算の有無は別にしても、淳仁即位前紀のように、麿太子・立太子と淳仁天皇即位の年次を混同することは、考えにくいだろう。

もう一つ付言すると、現続紀の天平宝字元年紀を、桓武朝での新たな編纂ではなく、曹案三十巻のそれを復活したものと考える場合、次の干支には問題がある。

(史料6)『続日本紀』巻廿・天平宝字元年(757)正月庚戌朔条

天平宝字元年春正月庚戌朔。麿朝。以諒闇-故也。勅度八百人-出家。

この正月庚戌朔条の干支は、儀鳳暦では己酉(大余45)となるが、大衍暦では庚戌(大余46)となるからである。ただし、儀鳳暦で計算すると、定朔(新月)は大余45小余1308である。儀鳳暦は1日を1340分とするので、あとわずか32分(=現在の34分強)で定朔は翌日、すなわち庚戌となる。このため内田正男氏は、これを「司暦の誤算か?」とする。また、同年の他の月朔干支は、儀鳳暦・大衍暦とも変わらない。ただし、延暦16年の天平宝字元年紀復活に際して、この記事を追加し、大衍暦に基づく長暦で、暦日干支を入れた可能性は、完全には排除できない。

以上によって、淳仁即位前紀は、延暦13年の国史十四巻段階で成立したという大町説を、確認した。なお、この即位前紀は、道祖王麿太子・大炊王立太子に関して、曹案三十巻以外の原史料に基づいて、執筆されたはずである。またそれは、暦日干支を欠く、日子表記の史料だったはずである。

三 案牘二十巻の完成度

今まで述べてきたように、現在の続紀後半における淳仁・光仁両天皇の即位前紀は、桓武朝延暦13年完成の、国史十四巻での成立である(称徳は重祚なので即位前紀はない)。とすると、光仁朝編纂の案牘二十巻における即位前紀は、恐らく現続紀前半の即位前紀(文武・元明・元正・聖武)同様、もっと短いものであった可能性が高い。なお改訂曹案二十九巻の即位前紀が、現続紀前半の即位前紀以上に詳細なものだったとは考えにくい。

ところで案牘二十巻は、史料5の国史十四巻撰進表の言葉通り、不完全な史料の羅列だったとするのが通説である。この書は1年1巻構成だったと想定され、大町氏(大町1983)、森田悌氏(森田1986)とも、これを体裁が不完全だった根拠とする。理由は、現続紀が1年1巻構成ではないため、1年1巻は編纂が進んでいない状態と見なせるからである。大町氏は、年途中で淳仁(8月)・称徳(淳仁廃位が10月)・光仁(10月)の各天皇が即位するので、1年1巻の構成では、即位記事が巻の途中となることから、本書が即位前紀を欠いていたと推測する。しかし、森田氏が指摘するように、巻構成からは、即位前紀の有無を論証できない。現に『日本文徳天皇実録』の場合、1年1巻を原則としており、在位足かけ9年を全10巻構成で編集している。実際、全10巻中、巻三～巻七(仁寿元年～斉衡二年)の5巻がこの

原則に従い、残りの5巻が原則に合っていない理由も、明確である。まず巻一・二は即位年という特殊な年だからである。つまり嘉祥3年(850)に関しては、巻一が、仁明天皇崩御と群臣による、文徳天皇への神璽・宝剣等の捧呈があった三月条より始まり、同年の分量が多くなった関係で、七月～十二月が巻二となった。逆に巻十の内容が天安二年正月～九月なのは、最後に文徳天皇が崩御しているからである。また巻九は天安元年二月～十二月という内容だが、これは藤原良房が太政大臣に任じられた二月条を、目立つように巻頭に持ってきたからである。その影響で、直前の巻八が斉衡三年正月～天安元年正月条となったのである(松崎1984)。

以上を踏まえれば、1年1巻という構成は、必ずしも史書として不完全であったことを証明しない。この原則に従いつつ、即位を巻頭に持ってきて、他の箇所でも巻数を調整する便法が使えるからである。また称徳に関しては、通常の即位とは違うため、復位を巻頭に持ってくる必要はなかったとも考えられる。

ところで、前節で述べたように、天平宝字7年までの統紀は、儀鳳暦で暦日干支を計算している。その一方で、桓武朝編纂段階での干支換算は、儀鳳暦行用期の記事についても、大衍暦で行っている。とすると、儀鳳暦によって作成した長暦に基づいて、暦日の干支換算を行ったのは、光仁朝以前の編纂段階での作業だったことが判明する。つまり、官撰史書として正式に撰進されたことが確実な、改訂曹案二十九巻はもとより、案牘二十巻も、既に干支換算まで行われていたのである。

『日本三代実録』以外の六国史は、事件の日付については、日子を書かず干支のみで表記する。従って、干支への換算は、本稿で扱った追筆の場合は別にして、一般的には掲載記事とその配列が確定した、編纂の最終局面で一斉にしたと考えられる。すなわち干支換算がなされた案牘二十巻は、撰進されたかどうかはともかく、完成に近づいた史書であったことになる。

もしそうであれば、桓武朝廷暦13年の編纂において、この案牘二十巻を、「ただ案牘のみ存じ、類、綱紀なし」(史料5)と評したのは事実に対し、国史十四巻への改訂作業を行うための口実だったことになる。

結 論

結論は、次のようになる。

- (1) 淳仁・光仁天皇即位前紀は、桓武朝廷暦13年完成の国史十四巻の編纂段階で、成立したものである。これは、大町健氏の推測(大町1983)の確認となる。
- (2) 光仁朝の案牘二十巻は暦日の干支換算が済んでおり、官撰史書として、完成品に近かった可能性がある。
- (2)の推測が成り立つなら、桓武天皇はいかなる理由で案牘二十巻を再編集して、国史十四

巻としたのが問題である。ただし、本論で述べた淳仁紀本文の干支換算が、称徳朝の簡策で行われ、案牘二十巻自体では、行われていなかった可能性も棄てきれない。これらの点は、別途考察したい。

引用文献

- 伊野部重一郎1963「再び友田吉之助氏の「旧日本紀」について(二)」『日本上古史研究』7 10
内田正男1994『日本暦日原典(第四版二刷)』雄山閣出版
大町健1983『『続日本紀』の編纂過程と巻構成』『日本史研究』253
友田吉之助1969『日本書紀成立の研究』風間書房
平岡武夫1985『唐代の暦』同朋舎
細井浩志2007①「官撰史書の書名と性格」『歴史学研究』826
細井浩志2007②『古代の天文異変と史書』吉川弘文館
細井浩志2012『『続日本紀』の怨霊記述について』『史聚』45
松崎英一1984「日本文徳天皇実録編纂過程の研究」竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『律令国家と古代社会』東京堂出版
森田悌1986『『続日本紀』の編纂過程』『日本古代律令法史の研究』文献出版

引用史料

- 新日本古典文学大系『続日本紀』岩波書店
訳注日本史料『日本後紀』集英社
新訂増補国史大系『日本文徳天皇実録』吉川弘文館

(付記) 本稿は科学研究費補助金事業(課題番号22520700)の成果の一部である。また大衍暦に関しては、竹迫忍氏の提供データも参照した。竹迫氏に感謝したい。

(2013年1月31日受理)